



Title	単一欧州市場の脱神話化
Author(s)	安藤, 研一
Citation	経済學研究, 58(3), 85-98
Issue Date	2008-12-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35100
Type	departmental bulletin paper
File Information	085-098_ando.pdf



単一欧州市場の脱神話化

安 藤 研 一

I はじめに

WTO の下での多角的自由貿易体制構築が行き詰まりを見せ、地域主義的な試みが活性化する中、その最先端の事例としての欧州連合 (European Union, EU) が大きな注目を集めるようになってきている (Whalley, 2008)。しかし、EU の前身である欧州経済共同体の設立から半世紀が経過し、更なる統合を進めるための憲法条約が起草されたものの、その批准過程はむしろ今後の統合過程が平坦なものでないことを示した。即ち、2005 年に EU の設立時からの加盟国であるフランス、オランダが憲法条約そのものを国民投票で否決した。更に、2008 年にはその修正版であるリスボン条約が、EU の直接、間接の最大の受益国の一つとみられたアイルランドにおいて、やはり国民投票で否決された。経済的には、例えば単一通貨ユーロは 2008 年には対ドル、対円為替相場において、1999 年の導入以来の最高値を記録しながら、ユーロ非導入国の経済パフォーマンスが導入国のそれを全般的に上回るといった様相を呈している。これら内外の期待と現実のずれに直面し、今一度 EU を客観的、中立的に再評価すべきであるという機運が高まっている¹⁾。そのような提言は、しかしながら、すでに 1990 年代半ばになされている。即ち、佐々木・中村による『ヨーロッパ統合の脱神話化』(佐々木・中村, 1994) の提起である。それは、政治学と経済学の学際的統一による政治経済学が、欧州の歴史的、構造的条件を背景に、欧州統合の具体

的過程を描き出すことを求め、試みたものである。拙稿(安藤, 1994)を含む同書の問題提起が有効かつ有意義なものであったことは、現在の EU 再評価の盛り上がりからも明らかである。

本稿は、単一欧州市場 (Single European Market, SEM) を題材に今一度 EU の脱神話化を試みるものである。ところで、欧州統合研究にとって学際的統一が重要であるとしても、それは決して簡単な作業ではない²⁾。それは、経済学者が、政治ニュースを追い、政治学者、法学者などの論稿を読み、引用すれば事足りるようなものではない。そのような統一は、単なる言葉だけの上滑りなものとなってしまうであろう。本稿では、新古典派的モデルの前提について再検討しながら、正統派の経済学が看過してきた制度的枠組みとその影響についての経済的論理を考察する。具体的には、以下のような構成で分析を進める。まず、EU 統合の概略を確認し(Ⅱ-1)、SEM の下での貿易、生産要素移動の実態を見る(Ⅱ-2)。SEM の下での EU 経済の変化についての欧州委員会の報告を紹介したうえで(Ⅲ-1)、その意義付けをおこなう(Ⅲ-2)。その欧州委員会報告の欠落点について、

- 1) 例えば、日本 EU 学会は、そのニュースレター (EUSA-JAPAN Newsletter, no.15, no.17) において EU 研究の新しい方向性を模索するエッセイの特集を組んでいる。欧州における EU 研究のありようを見直すことを求めている最近の論稿) としては、例えば、Gilbert (2008) を参照。
- 2) 学際的統一により EU を理解しようとする最近の試みとしては、例えば、中村 (2004) を参照。

新古典派的市場観とは異なる視点からの評価を行い(Ⅳ)、最後に全体を総括する(Ⅴ)。

Ⅱ EU 統合の概略

本章では、EU の下での欧州経済統合の概略を示し、その特徴をまとめていくことにする。その際留意すべきことは、EU が加盟国経済を個別ばらばらの主体から、一定程度まとまりのあるものにするためにフォーマルな制度的枠組みをEU レベルで構築していく過程、ならびに、そうした枠組みに対応した形で企業などの経済主体がEU レベルでの経済関係を再構築していくものの双方がある、という点である。ここではそれぞれを「上からの統合」、「下からの統合」と分類して整理しておこう³⁾。

1 上からの統合(Integration from above)⁴⁾

EU による上からの統合の歴史は、「深化(deepening)」と「拡大(enlargement)」の複合的展開として進んできた。EU の「深化」は、一面で加盟国内で「より自由な」市場を形成することを目指し、そのために既存の障壁を除去するものであり、他面で資源再配分や所得再分配を行うための共通政策を策定実行する、という二面的な性格を持つ。「より自由な」市場の形成は、まず、1960 年代関税同盟の結成を持って実現した。しかし、1970 年代の EU を含む世界的スタグフレーションの影響もあり、EU は非関税障壁によってその広大な市場の利益を十分に享受できなかった。そのため、経済成長、失業、そして、ハイテク部門における EU 経済の日米に対する立ち遅れが認識されるようになった。その対処策として 1985 年の「域内市場白書」とそれを担保するための「単一欧州議定書」

により、EU 域内における財・サービス・資本・人の自由移動を達成する共同市場である SEM が、1992 年末までに形成されることが合意された。

関税同盟を越えて「より自由な」市場を形成しようとする際に、それを支える EU の枠組みは、単一の法律や規制ではなく、より複雑かつ多層的なものとなる。SEM 実現のため代表的な 3 つの障壁、即ち、物理的、技術的、税障壁を除去することが求められた。物理的障壁を除去するために、EU 共通パスポートが導入され、荷役の国境通過関連書類の統一等が図られた。技術的障壁は、EU レベルでの基準・規格の設定、若しくは、相互承認によって、その除去が行われることとなった。税障壁の除去には、課税品目分類の調和化と税率の一定の収斂が求められた。ここで留意すべきことは、自由化のための枠組みは一定の柔軟性を持ったものであり、必ずしも厳格なものではない、ということである。さらに付言すべきは、2008 年現在も SEM 関連の EU 法の導入整備が進められているということである。「より自由な」市場は、基準や規制を廃棄することではなく、それらの再構築を進めることなのである(Egan, 2001)。

さらに、1991 年に合意されたマーストリヒト条約によって単一通貨の導入が合意され、1999 年には 11 カ国の銀行間取引においてユーロの導入が始まり、2002 年にはギリシャを含む 12 カ国でユーロ紙幣と硬貨が流通することになる。これによって、為替リスクが除去され、価格の透明性が向上したことを通じて、さらに自由で競争的な市場が EU に誕生することになった。その後、スロベニア(2007 年)、マルタ、キプロス(2008 年)においてユーロが導入され、さらに 2009 年からスロバキアでのユーロ導入が承認され、ユーロ流通圏は 16 カ国になろうとしている。

他方、EU は多種多様な共通政策を策定実行することによって、従来は国民国家が担っていたような役割を果たすような形での「深化」も見

3) 「上からの統合」、「下からの統合」といった分類と分析に関しては、Pelkmans(1984)を参照。

4) EU の下での欧州統合に関する歴史的概観としては、例えば、Gillingham(2003)、Jovanovic(2005)、遠藤(2008)を参照。

て取れる。1960年代、1970年代には、共通農業政策と共通通商政策がそうした共通政策の代表例であったが、1980年代後半のSEMの形成に伴う地域間経済格差拡大への懸念から、EU財政を通じた資金移転の拡充が見られるようになる。当初は、ギリシャ、スペイン、ポルトガルの南欧3カ国とアイルランドをその主たる対象としていたが、27カ国に拡大した現在では、中東欧諸国への資金移転が大きな意味を持つようになってきている。さらに、知識基盤型社会への移行を目指すリスボン戦略を受けて、研究開発関連予算もその重要性を高めてきている。かつてEU財政は、域内農業を保護するためにその大半を支出していたが、2007-2013年中期予算計画においては、競争力強化や地域・構造政策関連の予算、即ち、「持続的成長関連予算」が、農業を含む「天然資源保護管理関連予算」を上回ることとなった。確かに、EU財政規模はEUのGDPに比して1%程度に過ぎないが、他方でその恩恵を受ける部門、地域においては大きな意味を持つものとなっている。

このような「深化」の二面性は、それぞれ「消極的統合」、「積極的統合」と呼ばれることもある。このような分類に対して、より自由な市場の形成においても共通政策(例えば、競争政策)が必要であることを根拠に、否定的な見方を取るものもある。しかし、この分類が示唆しようとしていることは、市場と中央集権的な機構(ここではEU)との間の関係性であり、共通政策の有無という表象的な問題ではないことに注意すべきである⁵⁾。

EUの「拡大」は、まさにその加盟国の拡大に他ならない。即ち、フランス、西ドイツ、イタリア、ベネルックス3国という大陸西欧6ヶ国

で発足したEUが、2008年現在で27ヶ国にまでその加盟国を増やし、人口4億9千万人、GDP11兆5,830億ユーロというアメリカをしのぐ巨大経済圏となってきたこと、これである。当初大陸欧州6カ国を中心に、単なる自由貿易地域以上のものを目指して発足したEUは、1973年にはイギリス、アイルランド、デンマークを迎える「北への拡大」を達成する。さらに1980年代前半には、独裁制から民主主義体制への転換を達成した南欧のギリシャ(1981年)、スペイン、ポルトガル(1986年)を加盟国とする「南への拡大」を果たす。そして、1990年を前後してソ連東欧社会主義体制の崩壊に対応して、EUの東方拡大が狙上に上ることとなった。まず東西冷戦下で中立政策をとっていたスウェーデン、フィンランド、オーストリーがEUへ加盟し、西欧ではスイスとノルウェーを除く主だった国々がEU加盟国となった。西欧でのEU拡大は、新規加盟国において民主主義、資本主義体制が構築されていた上でのものであったのに対して、旧社会主義国を迎えるための東方拡大は、政治・経済・社会基盤を再構築しながらの行程であり、EUが求める加盟基準、所謂「コペンハーゲン基準」⁶⁾をクリアしたものののみ加盟を認められた。そのため、2004年にはほとんどの中東欧旧社会主義国8カ国とマルタ、キプロスがEU加盟国となったが、ルーマニア、ブルガリアはコペンハーゲン基準達成の遅れから加盟が2007年にずれ込むこととなった。そして、2008年現在クロアチアなどの旧ユーゴスラビア諸国やウクライナ、トルコなどがEUへの加盟を望んでいる。

6) コペンハーゲン基準とは、以下の三つの基準を指す。即ち、1)民主主義、法の支配、人権および少数民族の尊重と保護を保証する安定した諸制度を有すること(政治的基準)、2)市場経済が機能しておりEU域内での競争力と市場力に対応するだけの能力を有すること(経済的基準)、3)政治的目標ならびに経済通貨同盟を含む、加盟国としての義務を負う能力を有すること(EU法の総体の受容)、以上である。

5) 「消極的統合」「積極的統合」という概念区分は、Tinbergen(1965)により与えられた。この区分をめぐっては、例えば、Pelkmans(2001)なども参照。

「深化」と「拡大」は、必ずしもすべての EU 加盟国を同等に含みながら進展しているわけではないが、欧州経済にとって特殊な制度的枠組みを提供するものとなってきている(安藤, 2005)。

2 下からの統合(Integration from below)

前節で概説したような EU の「深化」と「拡大」を通じて「より自由で、より広い」市場が形成されるなか、企業をはじめとする経済主体は積極的にそれに対応してきている。そのことは、貿易と生産要素移動の活発化として現われており、幾つの特徴を示している。以下において、過去 10 年間ほどの SEM の成果を簡単に総括していこう⁷⁾。

まず第一に、EU 加盟国間での貿易、即ち、域内貿易が活発化してきている。1995 年、それぞれ 1 兆 967 億ユーロ、1 兆 497 億ユーロであった EU 25 の域内輸出入額は、2006 年には 2 兆 4,332 億ユーロ、2 兆 3,556 億ユーロに増加している。総輸出入に占める域内貿易比率は、輸出面ではほぼ 66~68% で推移してきているのに対し、輸入面では 1995 年に 66.6% を超えていたものが 2006 年では 63.3% に若干の低下傾向を示している。それでもこの間の域内貿易の伸びが著しかったことを反映して、域内輸出、域内輸入の対 GDP 比率は恒常的に上昇し続け、1995 年に 15.7%、15.1% であった値は 2006 年には、21.1%、20.4% へと上昇した。即ち、単純に域内貿易額が伸びただけでなく、EU 経済にとってのその意義も重要性を増しているのである。

第二に、かつて「欧州の要塞化」が危惧されたことに反して、非加盟国との貿易、域外貿易もまた増えてきている。確かに、域内貿易依存度

の伸びほど急速ではないものの、それでも 1995 年から 2006 年にかけて EU 25 の域外輸出入金額、対 GDP 比率ともに上昇してきている。EU 25 非加盟国への輸出額は、5,370 億ユーロ、対 GDP 比率で 7.7% であった 1995 年の水準から、2006 年には 1 兆 1,890 億ユーロ、10.3% へと伸長している。同時期の域外輸入額、対 GDP 比率は、輸出以上に急速な伸びを見せ、5,269 億ユーロ、7.6% から 1 兆 3,639 億ユーロ、11.8% となっている。これは、グローバル化の進展や BRICs、新興経済の発展という外的な要因のみならず、SEM が非関税障壁の除去を含む域内市場の自由化プロジェクトであったため、域外国にとっても対 EU 輸出がより容易に行いうる条件が整ったことによる。

第三に、貿易の恒常的な進展と異なり、生産要素の域内国際間移動は幾分異なる発展の様相を呈している。EU の対外直接投資総額は、1997 年まで 2,000 億ユーロを超えることはなかったが、その後急速に伸長し 2000 年には 1 兆 1,262 億ユーロのピークに達した。しかし、2004 年には 3,692 億ユーロとピーク時の 3 分の 1 程度にまで落ち込みを見せたのち、2005 年以降は再び増勢に転じている。この間、総直接投資のうち他の加盟国への直接投資の比率は 1992 年の 72.7% から 1998 年には 40.6% の谷まで落ち込んだのち、2002 年の 73.0% と二度目の山に達する。しかし、その後は 2007 年の 56.1% へと低下傾向を見せているのが実態である。このような直接投資金額の拡大とその乱高下は、近年国境を超えた買収合併(Merger & Acquisition, M&A)がその重要性を増してきたことによる⁸⁾。買収企業は、1990 年代以降各種の金融的手法によって多額の資金を調達できるようになっただけでなく、株式交換による買収も活用されるようになったことによって金額の拡大が生じている。と同時に、被買収企業の株価は、当該企業の業績のみならず、景気や証券市場などの条件により大きく上下し、そのために

7) 特に断らない限り、本節で示されているデータは、Eurostat のホームページ(下記アドレス)から収集整理したものである。

http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page?_pageid=1090,30070682,1090__33076576&__dad=portal&_schema=PORTAL

直接投資金額の上下動がもたらされている。さらに、EU に固有な要因として SEM がもたらす機会に対応した企業の事業拡大、再編の結果として M&A のみならず、新規投資を含む直接投資の拡大が生じている。

最後に、資本と並ぶもう一方の生産要素である労働力に関しては、そもそも十分な統計が整備されておらず、また 2004 年、07 年に加盟した中東欧諸国から旧加盟国への自由移動に関しては 2008 年現在でも一定の制限が残されている。しかも、EU 15 においても人の自由移動は、いまだ限定的なものにとどまっている。2004 年 EU 15 における外国籍労働力ストックは、総計では 1,175 万人に上るが、そのうち他の EU 加盟国の出身であることが確定できるものの数は 275 万人にすぎない⁹⁾。これは EU 15 の総人口 3 億 8,300 万人に対して、それぞれ 3.1%、0.7% を占めるにすぎない。労働力のモビリティが、アメリカなどに比べて欧州では低いことはしばしば指摘されるところではあるが、これらの数字はそのことを裏付けるものである。更に 2004 年に中東欧諸国が EU に加盟した際、それらの国々からの労働力移動を許可したイギリス、アイルランド、スウェーデンにおいても必ずしも急速な移動がなかったとみなされた (European Commission, 2005)。それと同時に、EU 15 加盟国が受け入れている外国人労働者は、殆どが EU 15 外からのものであったことからするなら、国境を越えた労働力移動は SEM とは別個の論理によって生じている、もしくは SEM の意義は限られたものでしかない、ということになる。

以上、EU における上からの統合と下からの

統合の概略を確認してきた。このような制度形成とそれに伴う経済主体の反応は、EU 経済にとって如何なる意味をもつものであろうか。

Ⅲ より自由な市場の正統派的評価

EU による欧州経済統合の最も重要な成果の一つが SEM であることに異論をはさむものはなかろうが、その意義と評価については見解が分かれよう。本章では、欧州委員会のレポートを中心にその正統派的な評価を紹介しながら、同時に、その問題点を指摘していく。その上で、次章ではそれとは異なる視点から SEM についての評価を行う。

1 SEM に関する欧州委員会報告

欧州委員会経済金融総局は、私的なレポートとして 2007 年に「より深化した経済統合へのステップ」という報告書 (以下、欧州委員会報告) を発表し、SEM の総括と将来方針を示している (Ilzkovitz, et al, 2007)。同報告は、SEM に関する事実確認を行った上で、SEM の問題点とマクロ経済的な成果を指摘している。SEM の問題点として、統合と競争の強化にもかかわらず、価格偏差の硬直性が残存している点、並びに、技術革新の遅れが指摘されている。市場の自由化に伴って、一物一価が成立することが想定され、それゆえに価格の収斂、もしくは、価格偏差の縮小、解消が期待された。もちろん価格偏差の解消は、多様なあり方が想定されるが、その方向性は EU 25 への平均値へ向かって下落するグループと上昇するグループが報告されている。即ち、EU 25 カ国において、EU 15 の高所得国が前者に属し、新規加盟国と EU 15 の低所得国では後者に分類される。このような価格差の収斂はいまだ不十分なものであり、2004 年時点では EU 25 の間での価格偏差係数は、準耐久消費財で 11.8% であり、消費者サービスでは 36.2% と高いままである。しかも、EU15 の最終消費財価格偏差係数は、1995 -

8) 直接投資における M&A の意義については、United Nations (2000) を参照。また、国連が毎年発行している *World Investment Report* は 10 億ドル以上の M&A 案件について報告しているが、そこでは多くの EU 企業間 M&A が報告されている。

9) データは、OECD (2006) による。

1999年に3.8%下落したのに対して、2000-2005年には1.6%の低下に留まっている。つまり、価格格差の収斂が不十分なまま、その収斂スピードの鈍化がみられるのである。

技術革新の面でもSEMの成果はいまだ十分なものとみなされていない。1980年代半ばにSEMを要請した要因の一つに、世界市場におけるEUのアメリカ、日本に対するハイテク部門の遅れがあったが、ハイテク産業におけるEUの世界市場シェアの回復もまた、十分果たされないままである。1998-2003年におけるハイテク、並びに、情報通信部門の世界輸出市場シェアは、EU 15がそれぞれ13.1%、10.4%である。それに対して、アメリカは19.9%、16.6%、日本は11.8%、12.8%である。また、RCA指数でみる競争優位性でもまた、EU 15はハイテク、情報通信部門でそれぞれ-26.1、-30.1となっている¹⁰⁾。他方でアメリカは、それぞれ39.6、8.8、日本は56.7、53.8と大幅にポジティブな数字を示している。つまり、SEMを通じてハイテク部門を中心としたEU経済の国際競争力を強化しようという思惑は、期待されたようには進んでいないのである。

他方で、シミュレーションによって導出されたSEMのマクロ経済的効果は、成長と雇用の増加をもたらしていると報告されている。サービス産業における自由化が不十分であるにもかかわらず、2006年時点でEU 15のGDPの1.83%、1,799億ユーロの成長効果が指摘される一方で、雇用創出に関しては1.43%、246万人がSEMに起因すると推計されている。これらの数字はSEMが効率性を改善することから得られる利益とみなされるが、それが大きなものであるか否かは、評価が難しいところである。少なくとも欧州委員会の立場からは、より大きな利益が得られるポテンシャルがあったにもか

わらず、この程度で留まっている、ということになる。というのも、SEMには次に見るような多くの限界が指摘されているからである。

上述のような価格の硬直性、国際競争力改善の限界、成長・雇用効果の限界といった評価は、SEMの潜在力が十全に発揮されていないことによる、とみなされている。その理由として、同報告は七つの原因を指摘している。即ち、1)SEM関連のEU法が国内措置に適切に転換されていないこと、2)不適切な基準と不十分な相互承認、3)国際的政府調達、特に軍事部門での遅れ、4)サービス業における障壁の残存、5)租税制度上の障壁、6)ヒトの自由移動の遅れ、7)知識と技術革新の拡散への障壁、これらである。欧州委員会の基本的判断は、SEMが未だに残る各種の障壁によって、単一の市場として機会の提供と競争を促す形で十分に機能していない、ということになる。

事実確認とその根拠が上記のようなものであることから、将来的な処方箋は、競争的压力により働き、円滑に取引が行われるような市場へとSEMをさらに深化させるということになる。そして、21世紀のSEMの更なる深化のために考慮すべき具体的論点を掲げている。即ち、サービス市場の一層の自由化、知的所有権のための域内市場の発展、技術革新を促進するような公共調達の活用、柔軟な価格賃金設定、統合発展した金融市場、柔軟な労働市場、法人税の調和化、グローバル化に対応したSEMルール、第三国と合意できる共通基準の追求、開放的対外通商投資政策と第三国における市場開放の追求、異なる構造政策(競争政策、研究開発政策など)間のシナジーの追求、並びに、共同体-国家政策間のシナジーの追求、調整コストへの対応と改革に対する一般市民の受容確保、透明性の向上から利益を受けるための市場監視を通じた経済的論理に基づくSEM基盤の形成、以上である。

SEMに対する欧州委員会報告は上述の通りであるが、それは固有の特徴と問題点を含んだ

10) 付論にある式によって導出されるRCA指数は、それが正の値をとるときに、比較競争優位があるとみなされる。

ものでもある。そのことについて次節で検討していこう。

2 欧州委員会報告の特徴と問題点

欧州委員会報告に示される SEM の評価と処方箋は、以下のような論理に導かれるものである。即ち、域内において財・サービス・資本・ヒトの自由移動を妨げる障壁の除去は、各経済主体にそれまで制限されていた機会を開放すると同時に、他者との競争圧力を高める。この新たな条件によりうまく対応しうる経済主体は、市場における利得を獲得し、そのシェアを拡大し、適応できなかったものは市場からの撤退を余儀なくされる。より効率的な対応をしたもののシェアの高まりと不効率なものの撤退により、全般的な効率性が高まる。更に、高いシェアを通じて企業は規模の経済を享受しうることになり、その意味でも効率性の改善に寄与する。こうして、価格の低位収斂と効率的資源配分を達成しうる市場として SEM が機能するはずなのである。それはまた、統合後の均衡が統合前の均衡より高い経済効率性を達成することを主張する比較静学的なものであるが、現実にはモデルが想定する新たな均衡が達成されていないために EU 市民がその利益を享受していない、という批判につながる。そうした理想形の統合を妨げる諸要因が除去されれば、経済主体が新しい市場条件に対応して最適な生産、流通、分配を達成しうるものが、暗黙のうちに前提されているために、市場統合の更なる深化が解決策となるのである。このような理想形としての SEM は、自由競争市場がパレート最適を達成するという新古典派的な市場観を基礎にしていると特徴付けられる。

さて、上記のような特徴をもつ欧州委員会報告であるが、そこでは明示的に論じられていない重要な論点があることも指摘されねばならない。それは大別して、二つに括られうる。一つは、統合の結果のみを問題とし、統合の過程について明示的にその意義、特徴を検討していな

い、ということである。もう一点は、SEM という特殊な市場について、それを拡大した国内市場のアナロジーで分析するという問題である。確かに、これら二つの問題点は相互に関連しあうものであるが、欧州委員会報告が持つこのような問題点は、先に指摘した正統派的市場観による以外に、二つの理由が考えられる。一面では、SEM の成果の測定という分析上の課題による自己限定性に起因する。そのため、SEM という形で統合の方向性が選択され、それが推進されること、その方法や SEM を構成する個々の市場における進展度の相違などは、明示的に分析されていない。他方で、条約の規定に根拠を置きながら欧州統合の推進を進める欧州委員会の組織上の性格による。その際、今後 EU が更なる統合を進めるにあたって欧州委員会が EU 法の発議権を持つこと、並びに、加盟国の利害を考慮しなければならないということが大きく影響している。そのため、一方で欧州委員会が作り上げ、深化させるであろう SEM の意義と潜在力を高く評価しながら、そのもたらす内在的問題点や国民の利害にかかわる問題に関する評価をあいまいなままにしている¹¹⁾。これらの留保条件から自由な立場にある我々は、統合過程の明示的分析、ならびに、SEM という市場の特殊性の分析を進めることが必要である。

Ⅳ より自由な市場の非正統派的評価

EU が作り上げようとする「より自由な」市場に関する欧州委員会報告は、正統派的な市場観によるだけでなく、報告そのものが持つ性格にも規定されていることを、そして、そのために

11) 軍事費関連の公共調達における SEM に関して、厳密な経済効率性、特に、立ち遅れが強調されるハイテク部門との関連で語りながら、そこには欧州主義者の夢が色濃くにじんでいると言えよう。

見落とされている論点があることを指摘した。本章では、欧州委員会報告とは異なる視点から SEM に接近していこう。

1 SEM における統合過程

欧州統合は、必ずしも自由な市場の形成のみによって進められるわけではないが、SEM がその中心的役割を担ってきたことは、疑いようもないところである。何故、自由化が選択され、その自由化の過程が紆余曲折を経ながらも進んできているのであろうか？1990 年代以降、世界各地域で自由貿易協定が多く結ばれ（そのうちの一部は、EU への加盟を前提として過渡的なものとして結ばれたものもあるが）、特定国との自由化が図られるようになってきたことに伴って、WTO の下での多角的自由化に対する代替策として地域主義の進展が指摘されるようになってきている。しかしながら、それらは自由貿易協定以上のものに進展しようとしていないのが実情である。それに対して、EU は当初から関税同盟を指向し、さらに共同市場、経済通貨同盟へとその深化の歩を進めている。ただ、それは Balassa (1961) が示した五段階を単純に、障害もなく進んできたわけではない。第二次大戦後の影響が未だ色濃く残る 1950 年代初頭に調印されたローマ条約とそれを遵守する西欧民主主義体制という構造的要因¹²⁾、非関税障壁という桎梏に対する企業サイドからの不満という経済的要因、そして経済自由主義に対する政治的支持というイデオロギー的要因の混在によって、初めて EU の統合が市場の自由化を中心とする SEM を主軸にしながら進んできたのである。

SEM は、自由な域内市場を作り出すために相互承認という特異な手法を活用している。それは、完全に統一的、フォーマルな制度を作り

出すのではなく、加盟国の主権を一定程度維持、尊重しながらのものである。欧州レベルで統一の基準、規則を作成することの難しさを経験的に知る EU が相互承認を手法として取り入れたことは、政治的に説明されうるかもしれないが、そこには一定の経済合理性も見て取ることができる。より自由な貿易は、比較優位論が主張するように、資源の効率的配分を通じて、生産性を向上させうるであろう。欧州委員会の SEM の評価もこのような立場に立つものであり、ここではそのこと自体を否定するわけではない。しかし、ここで留意すべきことは、各経済主体は事後的に成立する比較優位を反映した特化構造を事前に知りえているわけではない、ということである。そうした状況下で特化のための投資をすることは、ある種の hold-up 問題を惹起することになる。即ち、ある特定の市場向けの投資はその市場からの撤退に伴うコストを引き上げ、供給側の立場を相対的に悪化させる。単一の基準、規制ができない際に相手国市場への供給を考えた場合、自国と異なる仕様での商品生産に必要な投資を行わねばならないが、そうした投資は他国市場では意味をなさず、さらに当該相手国市場向けの追加的投資のために優位性を失う可能性があれば、特化は制限されざるを得ない¹³⁾。相互承認という手法は、国内向けの投資がそのまま輸出市場向け投資と同義となりうることから、hold-up 問題に起因する投資抑制の問題を解決しうるものであり、その面から経済合理性を持つことになる。

SEM は、財・サービス・資本・人の自由移動を達成するものであることから、実は統合された商品市場と統合された生産要素市場の混合物なのである。商品市場の統合は、先に指摘し

12) ローマ条約とそれが成立した歴史的条件の重要性に関しては、例えば、Baldwin (2008) を参照。

13) ここで指摘するような問題は、地域経済統合のみならず、国際貿易全般に関わるものである。そして、このような問題に関しては、制度派経済学や進化経済学からの分析が有効となろう。Herrmann-Pillath (2006a, 2006b) を参照。

ように、相互承認を基本に、輸出国を利するような形で自由化が進められてきているが、生産要素市場、特に、労働市場の統合はPelkmansが言う「社会的保護主義(social protectionism)」(Pelkmans, 2001, p.166)によって受け入れ国によって著しく制約された形でしか実現していない。即ち、労働力の自由移動は受け入れ国における「内国民待遇」に服するため、受け入れ国において外国人労働者は自らの労働力を他の受け入れ国労働者と同待遇でしか「自由に販売」できないのである。このような制約については一切触れないまま、欧州委員会報告は労働の域内国際移動の低水準について指摘しているのである。他方、資本移動に関しては、特に直接投資に関しては、実はEUの基本法ともいべきローマ条約、単一欧州議定書などに明示的な規定は示されていない。しかしながら、各国は直接投資に関して、EU内外を問わず、基本的に受け入れを容認、もしくは、積極的に促進してきている。確かに、フランスなどで散発的に外国企業に対する批判、規制が生じることはあるが、それらは一般的というよりはむしろ例外的であろう¹⁴⁾。

ところで、生産要素市場の統合は、労働と資本という資源の最適配分を促進するにとどまらない。商品市場の統合と異なり、生産要素市場の統合はコインの裏側として所得の国際的流れにも影響せざるを得ない。確かに、労働者の本国送金はそもそものEU域内外国人労働者比率が低いために、マクロ的に見れば大きな意義をもつものではないかもしれない。しかし、資本所得については、事情は大きく異なっている。

例えば、EU 15は恒常的に直接投資所得の受取をネットで拡大し続けているのに対し、2004年の新規加盟10カ国のそれは逆に支払いが増加している。さらに詳細にみていくと、EU 15の中でも大幅な直接投資の純受け取り国であるアイルランド、ルクセンブルグなどは、GDPの20%近い額を直接投資所得の支払いに充てているのである。その意味で、生産要素市場の統合過程は、マクロ経済的に大きな影響を持ちながら進むことにならざるを得ないのである¹⁵⁾。しかし、この点は多くの研究において見過ごされているところでもある。

SEMは、単に欧州域内における資源の最適配分を達成するだけではなく、世界市場における欧州の地位を改善するという戦略的意味合いも持ちながら形成されてきている。確かに、正統派国際経済学においても大国の仮定を置くことによって交易条件が有利に変化しうることを示している。しかし、SEMは自らの優位性をより意識的に活用しながら制度形成を進めてきていると評価できる。SEMが、基準、規制の統一化を通じて非関税障壁の除去を進める中で、EUの基準、規制、経験が、世界的にみて有益な先行例となることによって、EUにとってより有利な条件がグローバルに形成されることになるのである。例えば、医薬品の臨床試験データの国際的相互承認を進めるための国際ハーモナイゼーション会議において、EUは域内での経験を基礎にリーダーシップをもってこれを進めた(安藤, 2002)。これはなにも医薬品のような特殊な製品に限ったものではなく、携帯電話のモジュール、化学製品の安全基準、CO₂の排出権取引など多様な分野にわたって展開してきている。その意味で、SEMは経済官僚によって技術的に創出されるだけのものではなく、グローバルな文脈における戦略性を伴う

14) 1960年代から間歇的に対内直接投資を批判してきたフランスは、実は、EU内においてイギリス、ルクセンブルグに次ぐ第三位のEU域外からの直接投資受入国(2004-06年, 8%)である。データは、European Commission (2008)。なお、ルクセンブルグのシェアの高さはかの地が金融仲介センターとして機能していることによるものと言われている。

15) 商品市場統合と異なる生産要素市場の統合、特に、直接投資にかかわる諸論点に関しては、Ando (forthcoming)を参照。

ものでもある。

2 SEMの特殊性

先に示したような特殊な契機、過程によって形成されるSEMは、如何なる特徴をもつ市場なのであろうか？それは、単純に国民的市場が拡大したものとして存在し、機能しうるものであろうか？欧州委員会報告の基礎となる市場観は、そのようなものとしてSEMの理想形を想定し、それとの比較で統合の不完全さが問題視されている。しかし、SEMを通じて商品・生産要素市場がより自由なものになったとしても、その市場に供給する生産条件は、多種多様な要因のために簡単には収斂しえない。そのような相違がまた、国際分業の在り様を規定する比較優位(または、競争優位)構造の基盤をなす。国民的、地方的特性は、市場の競争圧力に影響されるにしても、外部経済、経路依存性、相互依存性などによって、相当程度構造的に維持される¹⁶⁾。このような視点からのSEM評価は、欧州委員会報告とは異なったものとなる。関連する全ての論点について考察することは不可能であるが、ここでは先の欧州委員会報告において、指摘されながらも明示的に分析されなかった三つの点を検討しておこう。即ち、SEMの下での貿易と直接投資の同時並行的発展、SEMと雇用問題の関係、そして、SEMと技術革新の関係、以上である。

第一の論点として、貿易と直接投資の同時並行的な進展が指摘されうる。正統派の貿易理論や生産要素移動論では、比較静学的な分析課題のため、前提によって貿易と直接投資の同時並行的発展はモデルから除外されている。しかし、SEMの下での両者の発展は、先の欧州委員会報告自身も確認しているところであり、一

定程度SEMの特質を反映してのものである。SEMが提供する機会に対応して企業が直接投資を展開すること、それに伴って貿易が行われ、時にその方向性が変化することは、すでにSEMが提起された時点で指摘されていた(Yannopoulos, 1990; UN, 1993)。より自由な市場と不均質な生産条件を前提とすれば、そして、生産工程が細分化できれば、直接投資によって当該企業グループ内で生産拠点を技術的条件でみて最も効率的な立地を選択する形で再編成すれば、自ずと貿易の活発化に帰着する。その意味で、SEMは多国籍企業による意識的な生産領域の構築を促すものということになる(Amin, 2000)。同時に指摘しておくべき点は、SEMが生産工程における規模の経済を享受するための条件を提供することにはならうが¹⁷⁾、他方で多様な顧客を対象に、その需要に見合う形での供給条件を整備するためには、研究開発や流通販売面における直接投資が必要になってくるということである(Ando, 2005)¹⁸⁾。より自由な市場であるSEMのもたらす多様なインセンティブに対応するために、貿易の拡大と直接投資の拡大が歩調を合わせて進むことは、前提によってモデルから除外すべきものではない。

SEMと雇用問題の関係は、より詳細に検討すべき第二の論点である。既に見たように、欧州委員会報告は、SEMが雇用創出に一定の意

16) 国民的、地方的に形成される諸要因と競争優位構造の関係性、その持続性に関しては多くの研究が進められている。例えば、Porter(1990)、Whitley(1992)、Hall & Soskice(2001)を参照。

17) Krugmanは、早くからSEMによる産業集積の促進を指摘していたが、彼自身は直接投資の重要性について懐疑的である。Krugman(1987)を参照。

18) 欧州委員会報告は、国境を越えた公共調達の流れと並んで、外資系企業が当該国に拠点を有することによって公共調達上の不利を免れることも指摘している。このことは、SEMと直接投資の関係を規定する要因を示唆するだけでなく、殆どの欧州諸国において政府支出がGDPの40%を超える現在、政府の「需要曲線」が如何に描かれるのか、という問題を考慮する重要性を示している。

義を果たしていることを強調するが、EU 加盟国間での相違については明示的な評価を行っていない。SEM が EU 全体として雇用を創出したとしても、EU 加盟国間で雇用問題に大きな差異が認められることは、つとに指摘されているところである (Sapir, 2006)。欧州委員会報告において各国の労働市場改革の遅れが、SEM の潜在力を十分に発揮させていないとしていることからするなら、EU 加盟国間に見られる雇用問題の相違は、労働市場の自由化、規制緩和の程度に帰せられることになるであろう。しかし、雇用労働問題は、失業率や雇用創出数といった量的問題だけに留まるものではない。Hall & Soskice (2001) が指摘するように、当該国の経済産業配置にとって適合的な教育職業訓練、労使関係といった質的な問題にも規定されることになる。そのため、SEM の雇用労働問題への影響は、加盟国間で異なってくることになろう。欧州委員会が言うように、産業間、地域間 (国境を超えるそれを含む) の労働のモビリティを高めるための方策は、労使各々において企業固有の教育訓練を抑制する、所謂 hold-up 問題を深刻化させよう。労使関係がゼロサムゲームでなければ、「社会的保護主義」は労働側からだけでなく、企業の側からも、一定程度支持される側面を持つことになる。実際、北欧諸国のように、政府が積極的に関与することによって雇用、労働問題が改善、解決することも報告されている (Raveaud, 2007)。勿論、企業が直接投資を通じて生産と雇用を国際的に再編成するとき、労使関係は対立的な性格を帯びることになる。しかし、そのような場合であっても当該企業は投資先国の特性を無視した決定を行うことはできないであろう。¹⁹⁾つまり、SEM が雇用創出効果を持つにしても、その促進のために労働市場の自由化、規制緩和の

みを論じるのではなく、更なる分析が必要なのである。

最後に考慮すべきことは、SEM と技術革新の関係についてである。確かに、欧州における技術革新の相対的停滞が SEM を必要としたとしても、SEM は技術革新を促進するための十分条件とは言えない (安藤, 1994)。正統派経済学の経済成長論は既知の発展経路を想定してモデル化を図り、欧州委員会報告もこの点を踏まえて、SEM における障壁の残存に欧州におけるハイテク部門の遅れの原因を求めている。しかし、進化経済学が指摘するように、経済変化やその基礎となる技術革新は多くの不確実性を含んでいる。そのため、企業は、ルーティンに基づいて通常の業務を遂行しているが、技術革新についてもその研究開発部門が固有の探査、開発、応用のルーティンを通じてそうした技術革新を実現するのである²⁰⁾。そして、たとえ同種の産業であったとしても、技術革新の在り様もまた国民的制度に規定され、産業集積に伴う地域的な経路依存性に左右され、時にそうした地域的特性は一国内でも異なることがあるため、SEM によって単純な収斂が生じるわけではない²¹⁾。更に、技術革新が雇用創出に及ぼす影響は、労働集約度の相違によって産業ごとに異なったものとなってくるだけでなく、それが必要とする固有の雇用関係、労働の質もまた産業ごとに異なったものとなる。それ故、SEM が提供する技術革新の機会の活用方法もまた異なったものになってくるのである。

SEM に関する未決の問題として以上三点を指摘したが、それらは EU が提供する SEM という制度と国民的な制度の関係を問うものでもある。両者の関係は、代替的なものでもなけれ

19) 国民的制度と直接投資を含む国際ビジネスの関係についての研究の現状をサーベイしたのものとしては、Jackson & Deeg (2008) を参照。

20) 進化経済学の古典的文献としては、Nelson & Winter (1982) を参照。また、Nelson (1995) も参照。

21) Janne & Farshchi (2007) は、イギリスの中西部とドイツのサクソニーにおける自動車産業クラスターを比較し、技術革新が地域的特性によって大きく左右されることを示している。

ば、予定調和的なものとも言えない。一定の緊張関係をはらみながら、補完的に支えあうものであろう。

VI むすびに

本稿では、EU の下での経済統合に関して、その最も中心的役割を担ってきた SEM を取り上げて検討してきた。欧州委員会報告は、SEM の潜在力を高く評価しながら、そのポテンシャルが十分に発揮されていないこと、そのために市場の自由化を中心とする更なる深化を求めた。そうした評価、処方箋が、新古典派的市場観と欧州委員会報告という組織的条件に基づくものであることも指摘された。そのために見落とされた問題は、EU の統合が自由主義の方策に傾斜すること、その自由化の過程そのものの特性、そして、自由化された市場が、国民的制度との間で一定の補完緊張関係を持ちながら機能せざるを得ないことであった。資本主義経済において、市場が重要な役割を果たしてきたことについては疑いようもないところである。しかし、EU が構築しつつある SEM、それは欧州委員会報告が言うように未完成なものであろうが、国民的市場が単に地理的領域を拡大したものともみなすことは、厳に慎まねばならない。EU に対する信認や期待が揺らぎつつある今こそ、その特殊性に着目しながら、更なる実証的、理論的考察を進めることが求められている。

付記

本稿は、科学研究費補助金、平成 19～22 年度(基盤研究(C)、課題番号: 19530236)による研究成果の一部である。

付論

RCA (revealed comparative advantage) 指数の導出式。

$$RCA_{icl} = \frac{1000}{(X_i^t - M_i^t)} \times \left[(X_{icl}^t - M_{icl}^t) - (X_i^t - M_i^t) \times \frac{(X_{icl}^t - M_{icl}^t)}{(X_i^t - M_i^t)} \right]$$

X_i^t, M_i^t : i 国の t 年における総輸出入額。

X_{icl}^t, M_{icl}^t : i 国の t 年における部門 cl の総輸出入額。

$(X_{icl}^t - M_{icl}^t)$: i 国の t 年における cl 部門の実際の貿易収支。

$\frac{(X_{icl}^t - M_{icl}^t)}{(X_i^t - M_i^t)}$: i 国の t 年における部門 cl の比重。

$(X_i^t - M_i^t) \times \frac{(X_{icl}^t - M_{icl}^t)}{(X_i^t - M_i^t)}$: i 国の t 年における部門 cl の理論的な貿易収支。

出典: *European Economy, Economic Review*, 2005, p.112.

参考文献

- Amin, A. (2000) "The European Union as more than a Triad Market for National Economic Spaces", *The Oxford Handbook of Economic Geography*, Clark, G.L., Feldman, M.P. and Gertler, M.S. (eds.), Oxford: Oxford University Press. pp 671-685.
- Ando, K. (2005) *Japanese Multinationals in Europe, A Comparison of the Automobile and Pharmaceutical Industries*, Cheltenham, UK · Northampton, MA, USA: Edward Elgar.
- Ando, K. (forthcoming) "Regionalisation and Regionalism in Europe from the Perspective of Multinationals", *Legal Vision of Future East Asian Regionalism*, Nakamura, T. (ed.) London: Routledge.
- Balassa, B. (1961) *The Theory of Economic Integration*, Westport: Greenwood Press.
- Baldwin, R.E. (2008) "Sequencing and Depth of Regional Economic Integration: Lessons for the Americas from Europe", *The World Economy*, vol.31, no.4, pp.5-30.
- Egan, M.P. (2001) *Constructing a European Market*,

- Standards, Regulation, and Governance*. Oxford: Oxford University Press.
- European Commission (2005) "2006, European Year of Workers' Mobility, the Importance of the Mobility of Workers to the Implementation of the Lisbon Strategy", MEMO/05/229, Brussels: European Commission.
- European Commission (2008) *European Union Foreign Direct Investment Yearbook 2008 Data 2001-2006*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- Gilbert, M. (2008) "Narrating the Process: Questioning the Progressive Story of European Integration", *Journal of Common Market Studies*, vol.46, pp.641-662.
- Gillingham, J. (2003) *European Integration 1950-2003, Superstate or New Market Economy?* Cambridge: Cambridge University Press.
- Hall, Peter A. & Soskice, D. (eds.) (2001) *Varieties of Capitalism: Institutional Foundations of Comparative Advantage*, New York: Oxford University Press.
- Herrmann-Pillath, C. (2006a) "Endogenous Regionalism. *Journal of Institutional Economics*", vol.2, no. 3, pp.297-318.
- Herrmann-Pillath, C. (2006b) "The True Story of Wine and Cloth, or: Building Blocks of an Evolutionary Political Economy of International Trade", *Journal of Evolutionary Economics*, vol.16, pp.383-417.
- Ilzkovitz, F., Dierx, A., Kovacs, V. & Sousa, N. (2007) "Steps towards a Deeper Economic Integration: the Internal Market in the 21st Century, A Contribution to the Single Market Review", *European Economy, Economic Papers*, No. 271, European Commission, Directorate-General for Economic and Financial Affairs.
- Jackson, G. & Deeg, R. (2008) "Comparing Capitalisms: Understanding Institutional Diversity and its Implications for International Business", *Journal of International Business Studies*, vol.39, pp. 540-561.
- Janne, O.E.M. & Farshchi, M.A. (2007) "Knowledge Spillovers and Industrial Transformation: the West Midlands and Saxony Automotive Clusters", mimeo.
- Jovanovic, M.N. (2005) *The Economics of European Integration, Limits and Prospects*, Cheltenham, UK · Northampton, MA, USA: Edward Elgar.
- Krugman, P. (1987) "Economic Integration in Europe: Some Conceptual Issues", *Efficiency, Stability and Equity*, Padoa-Schioppa T. (ed.) Oxford: Oxford University Press, pp.117-140.
- Nelson, R.R. (1995) "Recent Evolutionary Theorizing about Economic Change", *Journal of Economic Literature*, vol.33, pp.48-90.
- Nelson, R.R. & Winter, S.G. (1982) *An Evolutionary Theory of Economic Change*, Cambridge, Mass: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) (2006) *International Migration Outlook Annual Report 2006 Edition*, Paris: OECD.
- Pelkmans, J. (1984) *Market Integration in the European Community*. The Hague/New York: Nijhoff.
- Pelkmans, J. (2001) *European Integration, Methods and Economic Analysis*, 2nd ed., Harlow: Pearson Education.
- Porter, M.E. (1990) *Competitive Advantage of Nations*, New York: Free Press.
- Raveaud, G. (2007) "The European Employment Strategy: Towards More and Better Jobs?" *Journal of Common Market Studies*, vol.45, pp.411-434.
- Sapir, A. (2006) "Globalization and the Reform of European Social Models", *Journal of Common Market Studies*, vol.44, pp.369-390.
- Tinbergen, J. (1965) *International Economic Integration*, 2nd ed., Amsterdam: Elsevier.
- United Nations (1993) *From the Common Market to EC 92: Regional Economic Integration in the European Community and Transnational Corporations*, New

- York: United Nations.
- United Nations (2000) *World Investment Report 2000, Cross-border Mergers and Acquisitions and Development*, New York: United Nations.
- Whalley, J. (2008) "Recent Regional Agreements: Why So Many, Why So Much Variance in Form, Why Coming So Fast, and Where Are They Headed?", *The World Economy* vol.31, no.4, pp. 517-532.
- Whitley, R. (ed.) (1992) *European Business System: Firms and Markets in their National Contexts*, London: SAGE.
- Yannopoulos, G.N. (1990) "Foreign Direct Investment and European Integration: The Evidence from the Formative Years of the European Community", *Journal of Common Market Studies*, vol.28, pp.235-259.
- 安藤研一(1994)「経済統合のダイナミックス」佐々木隆生・中村研一(編)『ヨーロッパ統合の脱神話化』ミネルヴァ書房, 97-151 頁。
- 安藤研一(2002)「EU の比較優位産業における統合とその対外的意義, 製菓産業を題材にして」『日本 EU 学会年報』22 号, 234-258 頁。
- 安藤研一(2005)「EU, 国民国家を超える制度の政治経済学」中村民雄(編)『EU 研究の新地平, 前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房, 159-196 頁。
- 遠藤乾(編)(2008)『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会。
- 佐々木隆生・中村研一(編)(1994)『ヨーロッパ統合の脱神話化』ミネルヴァ書房。
- 中村民雄(編)(2005)『EU 研究の新地平, 前例なき政体への接近』ミネルヴァ書房。